

# 令和7年第3回世田谷区議会定例会提出予定案件

[令和7年9月5日現在]

議案	32	件
認定	5	件
諮問	1	件
同意	1	件
報告	29	件

## 【 議 案 】

< 世田谷総合支所 >

(1) 世田谷区立区民会館の指定管理者の指定

施設名称 世田谷区立世田谷区民会館別館

候補者 名称 株式会社世田谷サービス公社

所在地 世田谷区世田谷一丁目23番2号 DS第1ビル

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

< 北沢総合支所 >

(2) 世田谷区立区民会館の指定管理者の指定

施設名称 世田谷区立北沢区民会館別館

候補者 名称 株式会社世田谷サービス公社

所在地 世田谷区世田谷一丁目23番2号 DS第1ビル

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

< 烏山総合支所 >

(3) 世田谷区立区民斎場の指定管理者の指定

施設名称 世田谷区立区民斎場

候補者 名称 株式会社JA東京中央セレモニーセンター

所在地 世田谷区北烏山三丁目5番6号

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

< 政策経営部 >

(4) 令和7年度世田谷区一般会計補正予算(第3次)

(5) 令和7年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算(第1次)

(6) 令和7年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算(第1次)

(7) 令和7年度世田谷区介護保険事業会計補正予算(第1次)

(8) 令和7年度世田谷区学校給食費会計補正予算(第1次)

<財 務 部>

(9) 世田谷区立弦巻中学校改築等工事請負契約

契約方法 一般競争入札(総合評価方式) (令和7年8月4日)

予定価格 4,563,031,000円

(消費税及び地方消費税相当分414,821,000円)

契約金額 4,508,900,000円

(消費税及び地方消費税相当分409,900,000円)

相手方 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号サントワーズセンタービル  
12階

中島建設・東京コーポレーション建設共同企業体

代表者 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番22号サントワーズセン  
タービル12階

株式会社中島建設東京支店

代表者 水島伸一

構成員 東京都世田谷区船橋一丁目8番13号

東京コーポレーション株式会社

代表者 松本真弥

工期 令和11年2月28日

支出科目等 令和7年度 一般会計 教育費

中学校費 学校施設建設費 工事請負費

債務負担行為

(期間 令和8年度～令和10年度)

(10) 世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更

契約件名 世田谷区本庁舎等整備工事

契約金額 議決金額 41,543,953,000円

変更金額 42,130,418,000円

相手方 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

大成建設株式会社東京支店

代表者 中村有孝

工期 令和11年4月27日

変更理由 工事請負契約約款第25条第6項の規定に基づき、賃金水準及び物価水  
準の変動に係る費用を追加する必要が生じたため。

(11) 世田谷区役所通り電線共同溝工事等委託契約変更

契約件名 世田谷区役所通り電線共同溝工事等委託

契約金額 619,022,432円

相手方 東京都港区海岸一丁目11番1号

東電タウンプランニング株式会社

代表者 鈴木 祐 輔

工 期 議決工期 令和7年10月31日

変更工期 令和8年10月30日

変更理由 ①工事着手後、地中障害物が発見され、管路等設置に伴う追加の試掘や再掘削工事が必要となるとともに、配管ルート変更等の設計の見直しが必要となったため。

②工事着手後、地域住民への騒音及び振動対策のため、夜間工事を予定していた工程の一部を昼間に施工する等、工事工程及び施工方法を見直す必要が生じたため。

<地 域 行 政 部>

(12) 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

改正理由 世田谷区民会館のラウンジに係る規定を追加し、利用料金制を導入することに伴う一部改正

改正内容 ①世田谷区民会館2階のラウンジ部分を施設に位置付けて運用するための規定の整備

②世田谷区民会館を使用料に係る規定から削除し、利用料金に係る規定に追加する。

施 行 日 ①公布の日、令和8年4月1日

②令和9年4月1日

(13) 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例

改正理由 世田谷区公共施設利用案内システムを利用した共通の使用手続を定める施設の追加に伴う一部改正

改正内容 世田谷区公共施設利用案内システムを利用した共通の使用手続を定める施設として、世田谷区立上用賀公園運動場条例に規定する施設であって、規則で定めるものを追加する。

施 行 日 規則で定める日

(14) 世田谷区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定

内 容 世田谷区の個人番号カードに関する事務の一部を取り扱う郵便局を指定する。

事務を取り扱う郵便局 ①名 称 世田谷郵便局  
所在地 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目1番1号  
②名 称 千歳郵便局  
所在地 東京都世田谷区経堂一丁目40番1号  
③名 称 成城郵便局  
所在地 東京都世田谷区成城八丁目30番25号  
④名 称 玉川郵便局  
所在地 東京都世田谷区等々力八丁目22番1号

取り扱う事務 個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請の受付等に関する事務  
指定期間 令和8年2月1日から令和9年3月31日まで  
ただし、当該指定期間満了の3箇月前までに、世田谷区及び当該事務の委託先である日本郵便株式会社のいずれもが委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間をさらに1年間延長することとし、以後も同様とする。

<スポーツ推進部>

(15) 世田谷区立上用賀公園運動場条例

目 的 世田谷区立上用賀公園運動場の設置に伴い、条例を制定する必要があるため。

内 容 世田谷区立上用賀公園運動場の目的、名称、設置する施設、事業等について定める。

施 行 日 規則で定める日

(16) 世田谷区立地域体育館・地区体育室の指定管理者の指定

施設名称 世田谷区立北烏山地区体育室

候補者 名 称 株式会社リバティヒル

所在地 東京都目黒区自由が丘三丁目17番1号

指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

<障害福祉部>

(17) 世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

改正理由 障害者福祉施設において実施する障害福祉サービスの追加に伴う一部改正

改正内容 就労選択支援の実施に伴う規定の整備を行う。

施 行 日 令和7年10月1日

- (18) 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例  
改正理由 児童福祉法の改正に伴う一部改正  
改正内容 引用条項の改正に伴う一部改正  
施行日 令和7年10月1日

<子ども・若者部>

- (19) 世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例  
目的 児童福祉法の改正に伴う条例制定  
内容 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する最低基準を定める。  
施行日 令和8年4月1日
- (20) 世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
改正理由 児童福祉法の改正に伴う一部改正  
改正内容 引用条項の改正に伴う一部改正  
施行日 令和7年10月1日
- (21) 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
改正理由 自治体と医療機関等をつなぐ情報連携基盤との接続を開始することにより、個人番号カードを用いたオンライン資格確認が可能となることに伴う一部改正  
改正内容 当該医療費の助成手続きについて、個人番号カードを提示する方法を追加する。  
施行日 令和8年2月2日
- (22) 世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
改正理由 自治体と医療機関等をつなぐ情報連携基盤との接続を開始することにより、個人番号カードを用いたオンライン資格確認が可能となることに伴う一部改正  
改正内容 当該医療費の助成手続きについて、個人番号カードを提示する方法を追加する。  
施行日 令和8年2月2日
- (23) 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
改正理由 児童福祉法の改正に伴う一部改正  
改正内容 引用条項の改正に伴う一部改正  
施行日 令和7年10月1日

- (24) 世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
改正理由 児童福祉法の改正に伴う一部改正  
改正内容 引用条項の改正に伴う一部改正  
施行日 令和7年10月1日
- (25) 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
改正理由 児童福祉法の改正に伴う一部改正  
改正内容 引用条項の改正に伴う一部改正  
施行日 令和7年10月1日
- (26) 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例  
改正理由 児童福祉法の改正に伴う一部改正  
改正内容 引用条項の改正に伴う一部改正  
施行日 令和7年10月1日
- (27) 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例  
改正理由 児童福祉法の改正に伴う一部改正  
改正内容 引用条項の改正に伴う一部改正  
施行日 令和7年10月1日
- (28) 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
改正理由 ①児童福祉法の改正に伴う一部改正  
②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴う一部改正  
改正内容 引用条項の改正に伴う一部改正  
施行日 ①令和7年10月1日  
②令和8年4月1日

<都市整備政策部>

- (29) 世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例  
改正理由 区営住宅の借上げに伴う一部改正  
改正内容 世田谷区営グリーンヒル大原の設置に伴う一部改正  
施行日 令和7年10月1日
- (30) 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例  
改正理由 東京都市計画上用賀四丁目地区地区計画の変更に伴う一部改正  
改正内容 計画地区を追加し、当該区域における建築物の制限内容を変更し、及び緩和するとともに規定の整備を行う。  
施行日 公布の日

<土 木 部>

- (31) 世田谷区立レンタサイクルポート条例を廃止する条例  
廃止理由 世田谷区立レンタサイクルポートを廃止するため。  
施行日 令和7年12月1日

<教育委員会事務局>

- (32) 世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例  
改正理由 世田谷区立砧幼稚園の改築に係る仮移転に伴う一部改正  
改正内容 世田谷区立砧幼稚園の位置を変更する。  
施行日 世田谷区教育委員会規則で定める日

**【 認 定 】**

<政 策 経 営 部>

- (1) 令和6年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定  
(2) 令和6年度世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定  
(3) 令和6年度世田谷区後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定  
(4) 令和6年度世田谷区介護保険事業会計歳入歳出決算認定  
(5) 令和6年度世田谷区学校給食費会計歳入歳出決算認定

**【 諮 問 】**

<生活文化政策部>

- (1) 人権擁護委員候補者推薦の諮問  
(詳細は別添資料のとおり)

**【 同 意 】**

<経 済 産 業 部>

- (1) 世田谷区農業委員会委員任命の同意

**【 報 告 】**

<政 策 経 営 部>

- (1) 令和6年度世田谷区財政健全化判断比率の報告  
(2) 令和6年度株式会社世田谷サービス公社の経営状況に関する書類の提出  
(3) 令和7年度株式会社世田谷サービス公社の経営状況に関する書類の提出

<財 務 部>

- (4) 令和6年度世田谷区土地開発公社の経営状況に関する書類の提出  
(5) 令和7年度世田谷区土地開発公社の経営状況に関する書類の提出

(6) 議会の委任による専決処分の報告(世田谷区立総合運動場陸上競技場トラック他改修工事)

契約件名 世田谷区立総合運動場陸上競技場トラック他改修工事

契約金額 議決金額 222,200,000円

変更金額 228,228,000円

工 期 令和7年6月30日

相手方 東京都千代田区九段北二丁目3番6号

奥アンツーカ株式会社東京支店

代表者 奥 真人

変更理由 工事着手後、ウレタン舗装部分の打診検査を行ったところ、想定よりも膨れ箇所が多数発見された。補修のためウレタン層の撤去を行ったところ、さらに下層のアスファルト層が劣化していることが判明したため。

専決処分日 令和7年6月13日

(7) 議会の委任による専決処分の報告(世田谷区立太子堂中学校温水プール改修機械設備工事(令和6年度))

契約件名 世田谷区立太子堂中学校温水プール改修機械設備工事(令和6年度)

契約金額 議決金額 573,650,000円

変更金額 672,408,000円

工 期 令和7年6月30日

相手方 東京都世田谷区北沢一丁目40番6号

温調・大曾根建設共同企業体

代表者 東京都世田谷区北沢一丁目40番6号

温調技研株式会社

代表者 柴 田 昇

構成員 東京都世田谷区梅丘一丁目15番11号

大曾根工業株式会社

代表者 大 曾 根 隆

変更理由 ①工事着手後、ダクト保温材を撤去したところ、既存空調・換気ダクトがプール環境での長期間の使用により著しく腐食している事が判明したため。

②工事着手後、配管・ダクト保温材を撤去したところ、アスベスト含有のパッキンが設計調査時の数量よりも多数使用されている事が判明したため。

専決処分日 令和7年6月16日

<生活文化政策部>

(8) 令和6年度公益財団法人せたがや文化財団の経営状況に関する書類の提出

(9) 令和7年度公益財団法人せたがや文化財団の経営状況に関する書類の提出

(10) 令和6年度株式会社世田谷川場ふるさと公社の経営状況に関する書類の提出

(11) 令和7年度株式会社世田谷川場ふるさと公社の経営状況に関する書類の提出

<スポーツ推進部>

- (12) 令和6年度公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の経営状況に関する書類の提出  
(13) 令和7年度公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の経営状況に関する書類の提出

<環境政策部>

- (14) 議会の委任による専決処分の報告（歩行者の負傷事故に係る損害賠償額の決定）  
(15) 議会の委任による専決処分の報告（歩行者の負傷事故に係る損害賠償額の決定）

当事者 甲（世田谷区）

乙（世田谷区在住）

丙（東京都後期高齢者医療広域連合）

事故概要 令和7年2月13日、甲が設置した世田谷区たばこルール等周知用の看板が強風で飛ばされ、歩行中の乙の右腕に衝突した。  
当該事故に係る損害の賠償を乙に、後期高齢者医療の療養の給付に係る損害の賠償を丙にそれぞれ行う。

損害賠償額 乙 15,428円

丙 3,654円

専決処分日 令和7年7月7日

<経済産業部>

- (16) 令和6年度公益財団法人世田谷区産業振興公社の経営状況に関する書類の提出  
(17) 令和7年度公益財団法人世田谷区産業振興公社の経営状況に関する書類の提出

<清掃・リサイクル部>

- (18) 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

当事者 甲（世田谷区）

乙（世田谷区在住）

事故概要 令和7年3月14日、甲職員が運転する自動車が、道路を走行していたところ、道路に面した敷地から出てきた乙の自転車と甲車両の左後輪タイヤが接触し、乙はバランスを崩して地面に転倒した。

損害賠償額 120,566円

専決処分日 令和7年7月31日

- (19) 議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

当事者 甲（世田谷区）

乙（53GROUP株式会社）

事故概要 令和7年3月25日、甲職員が運転する自動車が一時停止するために車両を左側に寄せた際に、左後方から走行してきた乙バイクの右前方バンパーと甲車両の左前方側部及び左前輪タイヤが接触した。

損害賠償額 170,100円

専決処分日 令和7年7月31日

<保健福祉政策部>

- (20) 令和6年度公益財団法人世田谷区保健センターの経営状況に関する書類の提出
- (21) 令和7年度公益財団法人世田谷区保健センターの経営状況に関する書類の提出

<都市整備政策部>

- (22) 令和6年度一般財団法人世田谷トラストまちづくりの経営状況に関する書類の提出
- (23) 令和7年度一般財団法人世田谷トラストまちづくりの経営状況に関する書類の提出

<防災街づくり担当部>

- (24) 議会の委任による専決処分<sup>1</sup>の報告（精算機損壊事故に係る損害賠償額の決定）

当事者 甲（世田谷区）

乙（株式会社TOP-VISION）

事故概要 令和7年4月15日、甲職員が運転する車両をコインパーキングに駐車しようとした際に、乙所有の精算機と接触した。

損害賠償額 803,220円

専決処分日 令和7年6月17日

<教育委員会事務局>

- (25) 令和7年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出

<選挙管理委員会事務局>

- (26) 議会の委任による専決処分<sup>1</sup>の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）

当事者 甲（世田谷区）

乙（世田谷区在住）

事故概要 令和6年8月14日、甲職員が運転する車両が、信号機のある交差点で右折するため対向車を避けて前進しようとしたところ、左側を歩いていた乙を追い抜く際に、車両の左側のサイドミラーが乙の右肩に接触した。

損害賠償額 329,105円

専決処分日 令和7年8月4日

<監査事務局>

- (27) 令和7年4月分例月出納検査の結果について
- (28) 令和7年5月分例月出納検査の結果について
- (29) 令和7年6月分例月出納検査の結果について

人権擁護委員候補者推薦の諮問

1 主旨

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域に配置する市町村長が候補者として推薦した者の中から法務大臣が委嘱している。

また、候補者の推薦にあたっては、市町村議会の意見を聞くことが定められており、このたび、令和7年6月30日をもって人権擁護委員1名が退任となり、令和7年12月31日をもって人権擁護委員1名が任期満了となるため、後任の候補者を推薦する必要があるため、令和7年区議会第三回定例会にて後任候補者の推薦を諮問する。

【人権擁護委員法第6条第3項】

市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会実業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて、直接、間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

※別紙1「世田谷地区人権擁護委員名簿」参照

2 退任委員

別紙2のとおり

※任期、令和5年1月1日～令和7年12月31日（3年間）

3 推薦候補者

別紙2のとおり

※年齢は令和7年1月1日委嘱時

※予定任期、令和8年1月1日～令和10年12月31日（3年間）

4 今後のスケジュール（予定）

（別紙3「人権擁護委員委嘱までの流れ」参照）

令和7年9月 区議会第三回定例会にて議決

令和7年9月 候補者を法務大臣に推薦

令和8年1月1日 法務大臣が委嘱

## 参考

### 1 人権擁護委員法ほか概要（抜粋）

#### ○第9条 委員の任期

人権擁護委員の任期は3年とする。ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

#### ○第11条 委員の職務

- ・自由人権思想の啓蒙、及び宣伝をすること。
- ・民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- ・人権侵犯事件については、その救済のために調査、情報の収集を行い、法務大臣への報告や関係機関に対する勧告など適切な措置を講じること。
- ・貧困者に対し、訴訟の援助や人権擁護のための適切な救済措置を講じること。
- ・その他人権の擁護に努めること。

#### ○委員候補者の年齢要件（法務省人権擁護局長通達）

- ・新任の委員候補者は68歳以下の者
- ・再任の委員候補者は75歳未満の者

### 2 人権擁護委員が携る主な活動

#### （1）世田谷区内での活動

- ① 人権擁護相談（各総合支所で毎月5回実施）※事前予約制の対面相談
- ② 中学生人権作文コンテスト（毎年区立中学校2校で実施）
- ③ 人権の花運動（毎年区立小学校4校で実施。児童が花栽培を通し命の大切さを理解し人権意識醸成に繋ぐ活動）
- ④ 「人権週間（12月4日～10日）」にあわせた啓発活動
- ⑤ 世田谷地区人権擁護委員会の会議（年3回開催）

#### （2）東京法務局での活動

- ① 常設人権擁護相談（月～金曜日電話で実施）
- ② 東京人権擁護委員協議会等の各委員が所属する委員会等の活動（年4～5回）
- ③ 東京人権擁護委員協議会第3部会（品川区・大田区・目黒区・渋谷区・世田谷区）の会議（年3回開催）

## 世田谷地区人権擁護委員名簿

別紙1

令和7年7月1日現在

氏名	ふりがな	推薦団体	委嘱年月日	満了年月日	当初委嘱	委嘱回数
小島 和子	こじま かずこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和5.4.1	令和8.3.31	平成20.4.1	6回
鈴木 賢治	すずき けんじ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和5.4.1	令和8.3.31	平成23.4.1	5回
佐々木 健二	ささき けんじ	世田谷区法曹会	令和5.7.1	令和8.6.30	平成26.7.1	4回
安藤 弘子	あんどう ひろこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和7.1.1	令和9.12.31	平成31.1.1	3回
早川 明伸	はやかわ あけのぶ	世田谷区法曹会	令和5.7.1	令和8.6.30	令和2.7.1	2回
上田 浩憲	うえだ こうけん	世田谷区保護司会	令和5.7.1	令和8.6.30	令和2.7.1	2回
橋本 文子	はしもと ふみこ	世田谷区保護司会	令和6.7.1	令和9.6.30	令和3.7.1	2回
永田 富美子	ながた ふみこ	世田谷区保護司会	令和6.10.1	令和9.9.30	令和3.10.1	2回
阿部 能章	あべ よしあき	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和4.1.1	2回
金武 友江	かねたけ ともえ	世田谷区保護司会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和4.1.1	2回
吉本 一哉	よしもと かずや	玉川医師会	令和5.1.1	令和7.12.31	令和5.1.1	1回
林 一仁	はやし かずひと	世田谷区保護司会	令和5.4.1	令和8.3.31	令和5.4.1	1回
小柳 樹弘	こやなぎ しげひろ	世田谷区保護司会	令和6.1.1	令和8.12.31	令和6.1.1	1回
小山 裕美	こやま ひろみ	世田谷区法曹会	令和6.7.1	令和9.6.30	令和6.7.1	1回
志賀 厚介	しが こうすけ	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和7.1.1	1回
深沢 岳久	ふかざわ たかひさ	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和7.1.1	1回
西牧 佑介	にしまき ゆうすけ	世田谷区法曹会	令和7.1.1	令和9.12.31	令和7.1.1	1回
小松 公子	こまつ きみこ	社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	令和7.4.1	令和10.3.31	令和7.4.1	1回
山本 立真	やまもと たつま	世田谷区医師会	令和7.4.1	令和10.3.31	令和7.4.1	1回

# 人権擁護委員委嘱までの流れ

